

南木曾町妻籠水道水源保全地区における行為の事前協議について（中間報告）

長野県環境審議会水道水源保全地区における行為の事前協議に関する専門委員会

第 1 基本的事項

1 妻籠水道水源保全地区の概要

水道名	三留野妻籠簡易水道
水源種別	湧水（水源名：妻籠水道水源）
取水量	計画：569.4m ³ /日、実績：496.6m ³ /日(平成 27 年度)
給水人口	1,613 人（平成 26 年 3 月現在）
指定年月日	平成 11 年 12 月 9 日
面積	85ha
土地利用状況	大部分が山林

- 妻籠水道水源保全地区（以下「保全地区」という。）は、三留野妻籠簡易水道のうち妻籠地区の水源を対象とした地区で、湧水を原水とする 2 つの水源(第 1 及び第 2 水源)を有する。
- 水源は、滅菌処理のみで水道水として配水している。
- 三留野妻籠簡易水道は、妻籠水源の他、梨子沢の表流水を原水とする水源を有している。



図 1 水道現況図（南木曾町 三留野妻籠簡易水道抜粋）

- 保全地区内には、主な河川として権現沢、大崖沢がある。大崖沢は通常時水が流れていない。権現沢、大崖沢は保全地区東側を流れる男ダル川に合流する。保全地区西側には三十沢があり、保全地区を過ぎた北側で男ダル川に合流している。
- 保全地区の地質は領家帯新規花崗岩類で、馬籠峠断層及び断層破碎帯が存在する。（保全地区内の想定地質平面図、想定地質縦断図は資料 2－1 別紙 1 のとおり）
- 水道水源の上部に位置する大崖地籍は、古くから土石流の被害が繰り返されており、土石流堆積物が堆積している。

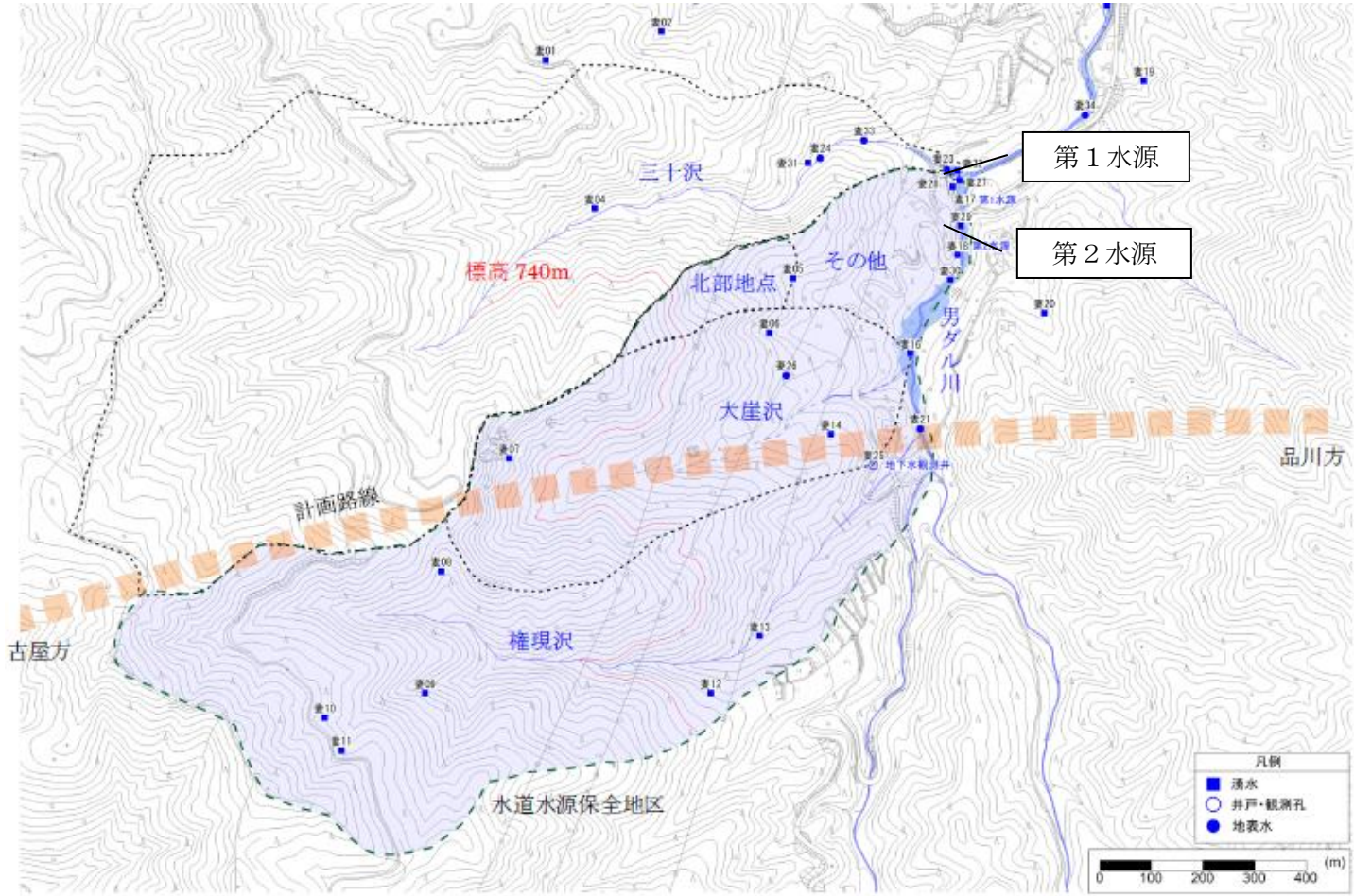


図 2 水道水源保全地区平面図

2 妻籠水源の基本情報

○第1水源

開発時期：昭和 28 年頃 （吾妻村簡易水道水源として開発）

改修時期：昭和 53～56 年頃

既存の石垣に集水壁、集水井を取り付けた構造で、当初は集水効率が悪かったため、ポンプ小屋の設置等の改修を行っている。

平成 10 年度、三留野妻籠簡易水道基幹改良工事により大規模な改修を行い、現在の形となる。



認可取水可能量 355.0 m³/日

計画取水量 192 m³/日

取水率 54.1%

（認可申請書より）

○第2水源

開発時期：昭和 39 年頃

当初は第一水源への補充水として使用。

改修時期：昭和 55～59 年頃（第1水源改修の2～3年後）

既存の石垣に集水壁、集水井を取り付けた構造で現在まで改修等はない。

平成 10 年度、三留野妻籠簡易水道基幹改良工事の際に導水管路を更新している。



認可取水可能量 425.7 m³/日

計画取水量 230 m³/日

取水率 54.0%

（認可申請書より）

○妻籠配水池原水流入量・配水量

表 1

						(単位: m ³)					
H28	第1水源	第2水源	計	日平均	配 水	H27	第1水源	第2水源	計	日平均	配 水
4月	4,492	10,162	14,654	489	14,135	4月	3,852	10,026	13,878	463	12,525
5月	3,599	9,671	13,270	442	14,099	5月	4,115	11,108	15,223	491	13,983
6月	5,302	8,641	13,943	465	13,505	6月	3,964	11,371	15,335	511	13,499
7月	4,728	10,996	15,724	524	14,620	7月	4,139	11,641	15,780	509	13,858
8月	5,123	9,204	14,327	478	15,198	8月	4,356	11,384	15,740	508	16,298
9月	5,236	9,287	14,523	484	14,419	9月	4,123	10,324	14,447	482	15,659
10月	2,814	7,009	9,823	327	11,059	10月	3,998	9,282	13,280	428	14,202
11月	4,817	9,419	14,236	475	15,182	11月	4,171	12,500	16,671	556	14,325
12月	4,693	10,866	15,559	519	15,512	12月	4,031	12,927	16,958	547	14,400
1月	5,385	10,655	16,040	535	15,399	1月	4,380	10,465	14,845	479	15,694
2月	5,707	9,018	14,725	491	14,048	2月	5,335	9,261	14,596	503	13,897
3月	5,939	8,981	14,920	497	15,834	3月	5,222	9,789	15,011	484	14,868
最 大	5,939	10,996	16,040	535	15,834	最 大	5,335	12,927	16,958	556	16,298
最 小	2,814	7,009	9,823	327	11,059	最 小	3,852	9,261	13,280	428	12,525
平 均	4,820	9,492	14,312	471	14,418	平 均	4,307	10,840	15,147	497	14,434
年合計	57,835	113,909	171,744	-	173,010	年合計	51,686	130,078	181,764	-	173,208
H26	第1水源	第2水源	計	日平均	配 水	H25	第1水源	第2水源	計	日平均	配 水
4月	4,024	10,694	14,718	491	13,509	4月	4,017	11,535	15,552	518	12,608
5月	4,120	9,752	13,872	448	13,657	5月	4,109	11,177	15,286	493	13,488
6月	3,977	10,071	14,048	468	12,665	6月	3,968	10,491	14,459	482	12,464
7月	4,404	11,154	15,558	502	15,144	7月	4,160	11,610	15,770	509	13,379
8月	4,194	10,656	14,850	479	13,591	8月	4,160	11,720	15,880	512	14,180
9月	3,981	11,253	15,234	508	12,944	9月	4,044	11,475	15,519	517	12,864
10月	4,131	11,757	15,888	513	13,978	10月	4,108	11,771	15,879	512	13,399
11月	4,056	10,530	14,586	486	14,423	11月	3,985	11,600	15,585	520	13,228
12月	4,220	11,595	15,815	510	14,032	12月	4,112	10,501	14,613	471	13,415
1月	4,167	11,792	15,959	515	13,099	1月	4,122	9,351	13,473	435	13,309
2月	3,737	10,589	14,326	512	11,388	2月	3,025	7,155	10,180	364	9,502
3月	4,164	11,831	15,995	516	13,110	3月	4,177	10,146	14,323	462	13,298
最 大	4,404	11,831	15,995	516	15,144	最 大	4,177	11,771	15,880	520	14,180
最 小	3,737	9,752	13,872	448	11,388	最 小	3,025	7,155	10,180	364	9,502
平 均	4,098	10,973	15,071	496	13,462	平 均	3,999	10,711	14,710	483	12,928
年合計	49,175	131,674	180,849	-	161,540	年合計	47,987	128,532	176,519	-	155,134

出典：南木曾町

注）H28：配水池の流入量計不具合（遠隔監視装置の信号断）のため流入水量が配水量よりも少なくなっている。

3 妻籠水道水源保全区域内における行為の概要

行為の種類	土石類の採取その他土地の形質の変更（トンネル）
目的	中央新幹線 中央アルプストンネルの建設
場所	木曽郡南木曽町吾妻地内
行為地から水道の取水位置までの距離	第1水源：約 440m 第2水源：約 390m
施工方法等	(1)土地の形質変更面積 約 1.26ha (2)行為作物の種類及び規模 延長：約 900m、幅：約 14m

- 南木曽町における中央新幹線の計画路線は、阿智村境からトンネルで西北西方向に進み、途中、吾妻大妻籠地区内で西南西に方向を変え岐阜県境に至る。南木曽町の通過延長約 10km は全てトンネルである。このうち、岐阜県境に接する妻籠水道水源保全地区内を東北東から西南西に延長約 900m、幅約 14m で横断する計画である。
- 計画路線から、第1水源、第2水源までの水平距離はそれぞれ約 440m、約 390m である。

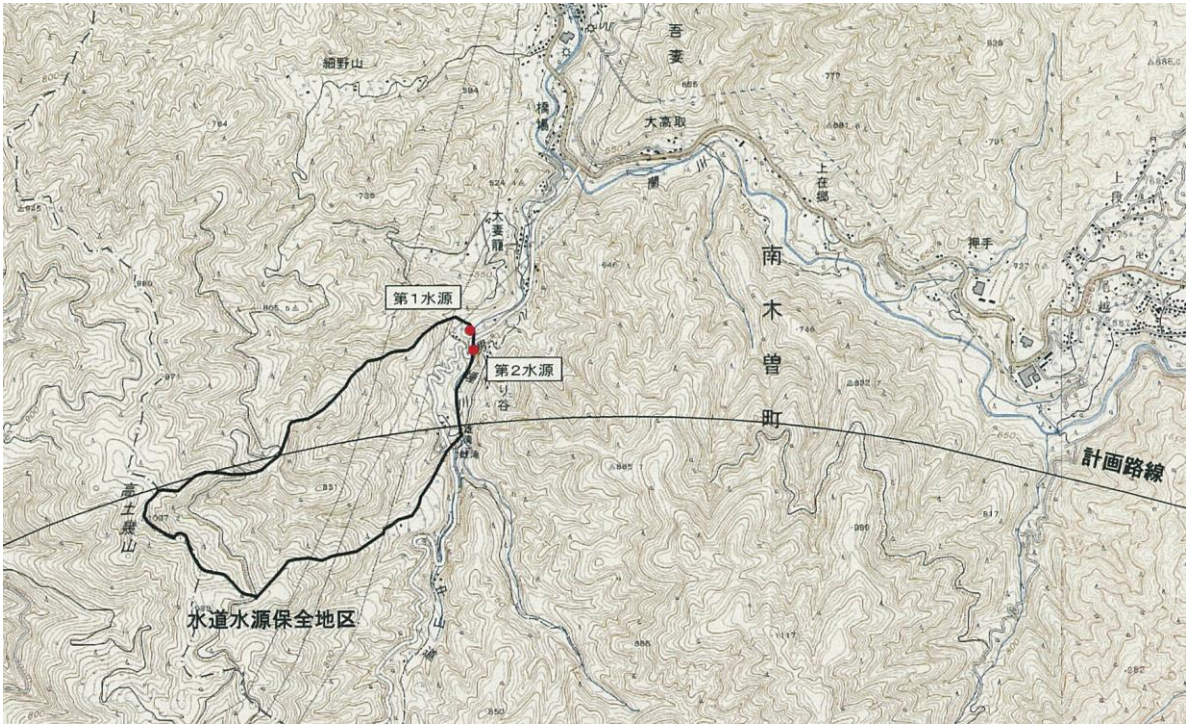


図3 路線平面図（イメージ）環境審議会資料より

- 保全地区内の施工については、岐阜県中津川市山口地区（山口工区）からの掘削と、長野県南木曽町蘭地区（尾越工区）からの掘削が計画されている。施工中の坑内湧水については、各非常口からの排水を行う計画である。

4 経過

- ・平成 29 年 4 月 7 日 東海旅客鉄道(株)から事前協議書が県知事あて提出
- ・平成 29 年 4 月 20 日 県知事から南木曽町長あて意見照会
- ・平成 29 年 4 月 25 日 県知事から環境審議会へ諮問
- ・平成 29 年 5 月 31 日 第1回専門委員会 J R 東海からの事前協議書の概要説明
- ・平成 29 年 7 月 5 日 第2回専門委員会 現地調査、第1回専門委員会では出された意見への対応
- ・平成 29 年 7 月 31 日 南木曽町から知事あて意見書提出
- ・平成 29 年 8 月 29 日 第3回専門委員会 事前協議に関する南木曽町からの意見、論点整理
- ・平成 29 年 11 月 6 日 第4回専門委員会 各論点における事業者の見解・委員意見

【委員名簿（敬称略、五十音順、◎委員長）】

分野	氏名	役職等
法律	織 英子	弁護士
土木工事	進士 正人	山口大学工学部長
地質	富樫 均	長野県環境保全研究所自然環境部専門研究員
地下水	西垣 誠	岡山大学大学院環境生命科学研究科特任教授
水道	眞柄 泰基◎	全国簡易水道協議会相談役

【現地調査】



第1水源



第2水源



大崖砂防公園



J R 東海ボーリング地点

第2 専門委員会での論点整理

専門委員会では以下の4つの事項を中心に議論を行った。

- 1 第1、第2水源の涵養量等について
- 2 トンネル工事による、第1、第2水源の水量・水質への影響について
- 3 トンネル工事の工法について
- 4 町の意見への対応について

1 第1、第2水源の涵養量等について

● 事業者の見解

保全地区内の第1、第2水源への雨水による涵養量及び涵養量に対する水道水取水量の割合を把握するため、平成29年1月期および9月期の観測データを用いて、以下の計算を行った。

【想定涵養量算出式】

①月間降水量－②可能蒸発散量＝③有効雨量

③有効雨量×④流域面積＝⑤想定浸透量

⑤想定浸透量－⑥観測河川流量＝⑦想定涵養量

※④以降については、水道水源保全地区を対象とし、大崖沢、権現沢、男ダル川、水源北部湧水エリアの各流域単位で算出した。

上記の結果（別紙2図7図8参照）、第1水源、第2水源の合計⑦想定涵養量は以下の通りである。

1月期：約1.155m³/分

9月期：約1.516m³/分

ここで、第3回専門委員会で示された南木曽町の資料によると、水道水源における町の計画取水量は、

第1水源：0.133m³/分（192m³/日）

第2水源：0.160m³/分（230m³/日）

合計：0.293m³/分

であるため、⑦想定涵養量に対する水道水取水量の比率は、

1月期：約25.4%

9月期：約19.3%

である。

● 委員の意見

- ・ 現在ある情報をベースに大まかな計算であるが、涵養量に対して、第1第2水源の取水量は20%程度であるといえる。
- ・ 現状では、第1、第2水源の湧水量が把握されていないが、今後把握することで、涵養量との関係などをもう少し詳細に分析できるのではないか。また、長期的な変動を把握しておく必要がある。

2 トンネル工事による、第1、第2水源の水量・水質への影響について

● 事業者の見解

トンネル工事が水源に与える影響を知るために、①溶存成分量の調査、②安定同位体（水素・酸素）の調査、③放射性同位体（ラドン）の調査、④不活性ガス（SF6）の調査を行った。別紙2の図9に調査地点を示す。

①溶存成分量の調査（別紙2 図10 参照）

平成29年9月に実施した調査の結果をヘキサダイアグラムとして別紙2の図10に示した。今回の調査においても、従来同様に水道水源と観測井は溶存成分量が大きく異なっている。

②安定同位体の調査※¹（別紙2 図11 参照）

保全地区内の湧水について、涵養標高を推定するために、安定同位体の調査を行った。その分析結果をもとに涵養標高の推定を行った。第1水源の涵養標高は約745m、第2水源は約755m、観測井は約940mと推定され、水道水源と観測井の水は主たる涵養域が異なると考えられる。

③放射性同位体の調査※²（別紙2 図12 参照）

岩盤由来の同位体であるラドンを用いて、各湧水の分析を行った。その結果、各河川流域、水道水源、観測井のそれぞれのグループに分かれる傾向がみられた。各河川流域では、凡そ源流部ほどラドン濃度が高く（50Bq/l 以上）、流末ほど濃度が低い（5Bq/l 以下）結果となっている。一方で、水道水源部は概ね30～40Bq/l 台にまとまっており、観測井は約86Bq/l とラドン濃度が高い結果となった。そのため、両者を比較すると、水道水源は浅層の地下水の傾向、観測井は深層の地下水傾向が強いと考えられる。

④不活性ガスの調査※³（別紙2 図13 参照）

SF6（六フッ化硫黄）を用いて、滞留時間の推定を行った。これは、SF6 の特性を利用した調査分析で、大気中濃度が一定勾配で上昇していること、水中では濃度が保存されることから、涵養年代を推定して滞留時間を算出する調査である。その結果、③のラドンと同様に各河川流域、水道水源、観測井のそれぞれのグループに分かれる傾向がみられた。水道水源は5年以下と推定されたが、観測井は滞留時間が約25年と算出されており、他の湧水や沢水とは滞留時間が大きく異なる結果となった。

上記4種類の調査結果は、水道水源と観測井の水は異なると考えられるという従前の見解と同様の傾向を示しているため、トンネル工事が水源に対して直接的な影響はないと考えている。

※1：水を構成する水素と酸素の安定同位体（²H、¹⁸O）の割合から、どこの地点（標高）に降った雨が地下水として出てきているかということを推定

※2：湧水中のラドン濃度を調査。ラドンは花崗岩帯の岩盤からのみ供給される。水の中にラドンが多く含まれる場合は、岩盤に接している時間が長かったので、深層の地下水の傾向が強いということがわかる。

※3：SF6（六フッ化硫黄）は、空気中から水の中に取り込まれ、地中に入るとその濃度は変化しない。SF6の大気中濃度は右肩上がりの直線で推移しているため、水の中の濃度を測定することでどの年代の水かを推定

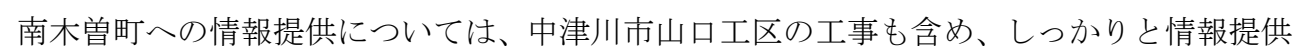
3 トンネル工事の工法について

● 委員の意見

- ・ 水源の水と観測井の水が違うことは確からしいが、それとトンネル工事により影響がないとすることは別問題である。
- ・ 破碎帯があり、それが地表の大崖と土石流堆積物の形成につながり、それらが水源の地下水涵養に大きく貢献している。そのため、水源への影響を予測するには地下の断層破碎帯の分布と性状を把握することがきわめて重要である。
 - ①～④の分析結果により、水源の地下水涵養経路と現状の岩盤中の地下水涵養経路がある程度区別できるという説明は理解できる。しかし、トンネル工事に伴って大量出水が生じた場合、断層破碎帯等を介して地下水流動系そのものが大きく変化することがあり、その際には水源に影響が及ぶ事態も想定される。示された調査結果は深層地下水の流出リスクを否定するものではない。環境影響評価後の物理探査等によって新たな地質情報も示されたが、十分とはいいいがたい。むしろ調査結果は水源の涵養域の地下に破碎帯が集中することを強く示唆するものである。そのため、現時点で「トンネル工事が水源に直接影響することはない」とする根拠は得られていないと考える。
- ・ 南木曾町は、自分達の財産を守るために、自町でも影響があるかどうかを判る様に、水源のデータを計測しておくべきである。

また、施工中の水道水源への影響を観測するために、事前に観測井を設置し、先進ボーリングによる影響の有無を確認しながら施工し、水源に対して影響の無いように努める。施工フローについては別紙2の図14に、観測井の設置を検討している位置等については別紙2の図15に示した通りである。

- ・ 第1・第2水源は大崖沢の堆積層の帯水層の影響を大きく受けていると思うので、トンネル工事が堆積層に影響があるのかないのかという視点でやってほしい。
- ・ 先進ボーリング及び本坑掘削に伴い、周辺地下水への影響が軽微な場合であってもそれを見逃さず、かつ影響が拡大する前に適切に対応できるよう、施工フローに沿った万全の体制を用意しておくこと。
- ・ 薬液注入する場合、飲料水へ¹ — 6 — ² ようにすること。



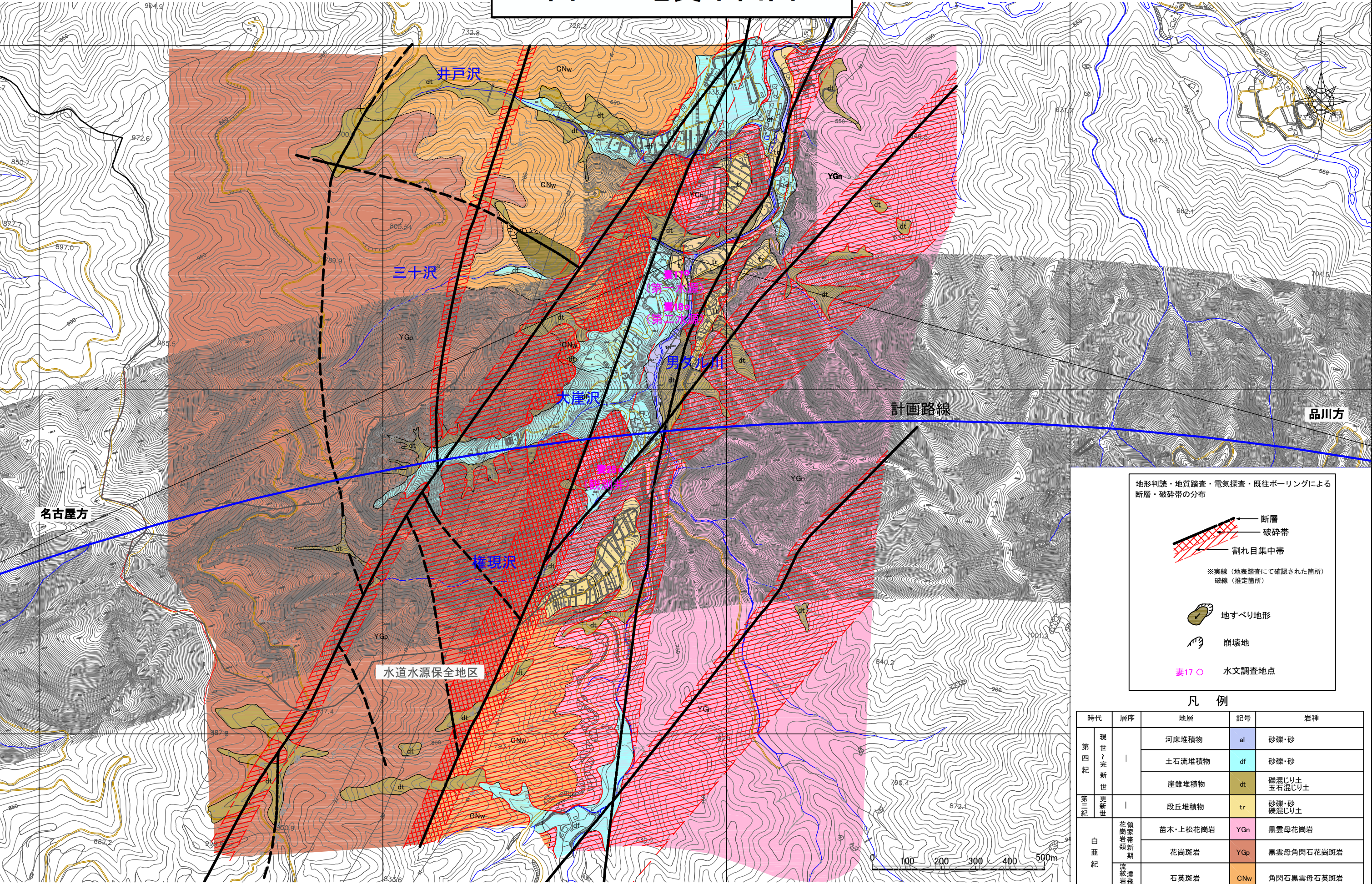
していく。

万が一の対策については、今後、南木曾町と調整し、着工前に確認書を締結することも含め、しっかりと対応していきたいと思っている。

● 委員の意見

- ・ 協定締結にあたっては、工事着工後でも何か変化があった際、町が必要と認めたら、町の現地への立入権を認めるような条件を盛り込んでいただきたい。検査データを見るだけでは簡単には納得しないところもあると思うので、透明性を高めていただければ高めていただくほど信頼関係が厚くなる。
- ・ 水源等への影響がみられない場合であっても定期的に情報提供を行い、地元住民の不安解消に努めること。また万一水源への影響が生じた場合は、軽微な兆候が見られた時点から随時情報提供を行い、影響の拡大前に関係者が適切に対応できるよう、誠意をもって迅速に対処すること。

図 4 地質平面図



地形判読・地質踏査・電気探査・既往ボーリングによる
断層・破砕帯の分布

断層
破砕帯
割れ目集中帯

※実線（地表踏査にて確認された箇所）
破線（推定箇所）

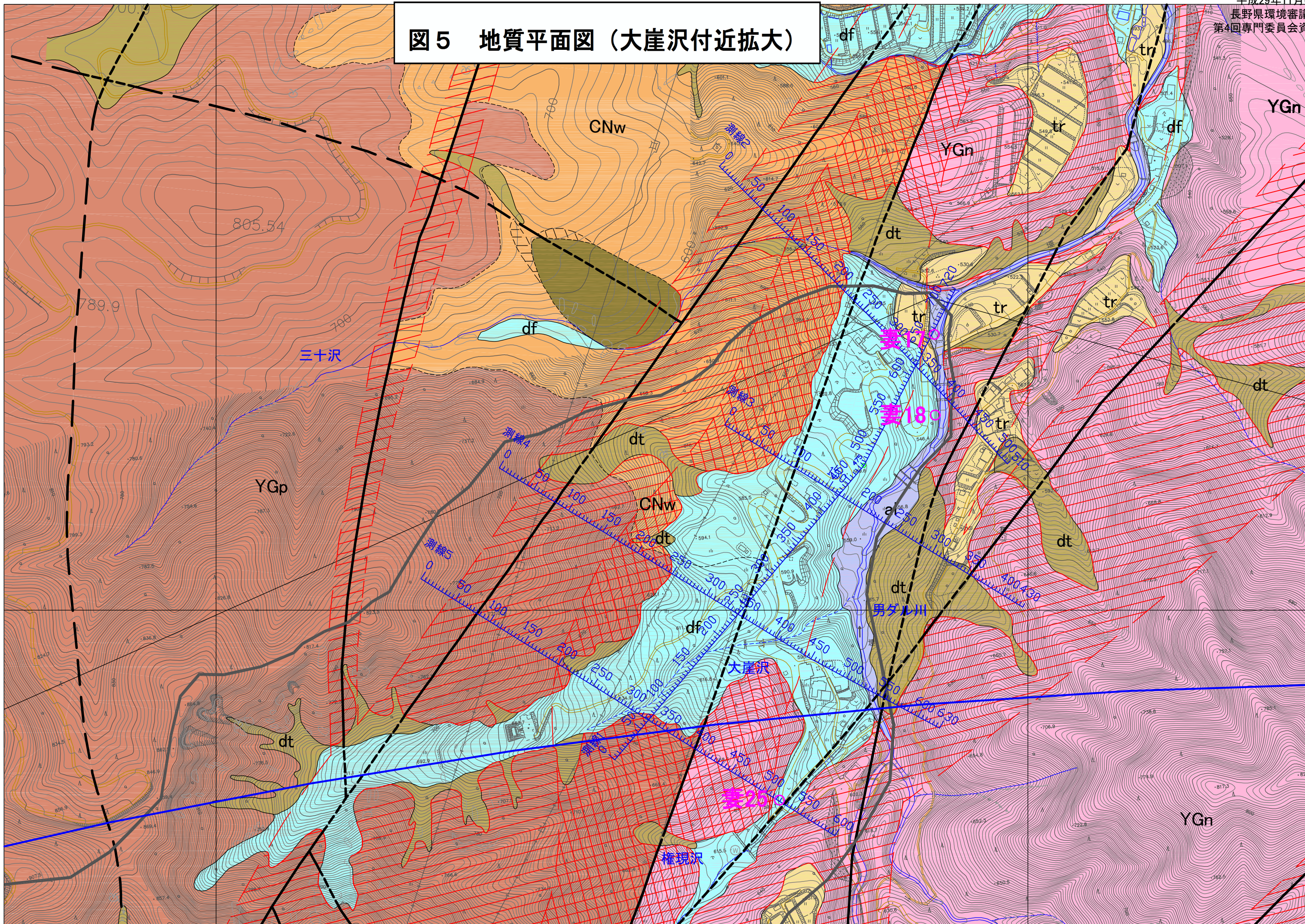
地すべり地形
崩壊地
麦17〇 水文調査地点

凡 例

時代	層序	地層	記号	岩種
第四紀	現世と更新世	河床堆積物	al	砂礫・砂
		土石流堆積物	df	砂礫・砂
		崖錐堆積物	dt	礫混じり土 玉石混じり土
第三紀	更新世	段丘堆積物	tr	砂礫・砂 礫混じり土
白亜紀	花崗岩帯新期	苗木・上松花崗岩	YGn	黒雲母花崗岩
		花崗斑岩	YGp	黒雲母角閃石花崗斑岩
	流紋岩類	石英斑岩	CNw	角閃石黒雲母石英斑岩

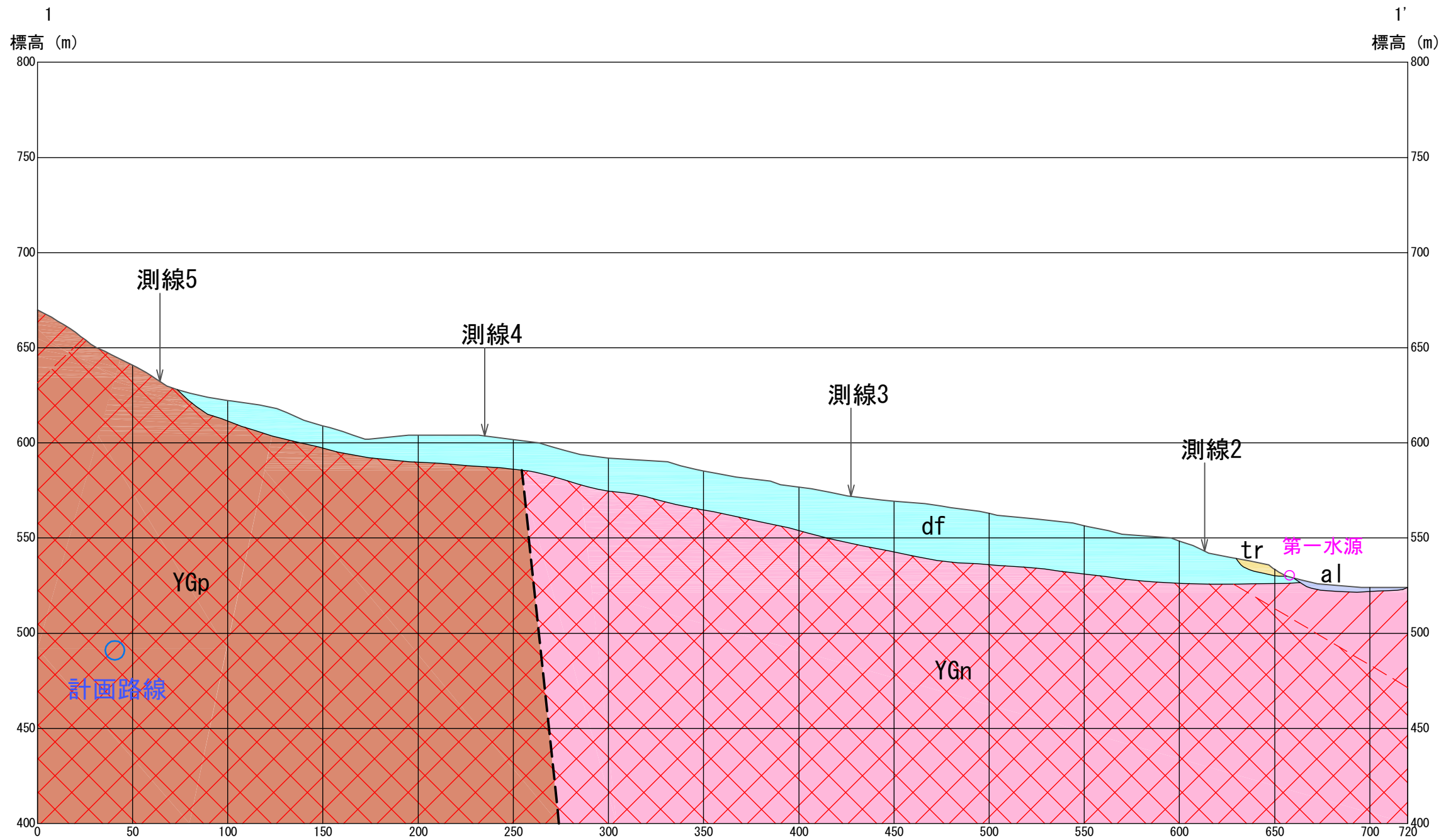
※自社調査(地形判読・地質踏査・電気探査・既往ボーリング)結果による

図5 地質平面図（大崖沢付近拡大）



※自社調査(地形判読・地質踏査・電気探査・既往ボーリング)結果による

図6 側線1における地質縦断図



※自社調査(地形判読・地質踏査・電気探査・既往ボーリング)結果による

図 7 妻籠水道水源保全地区内の想定涵養量（平成 29 年 1 月期）

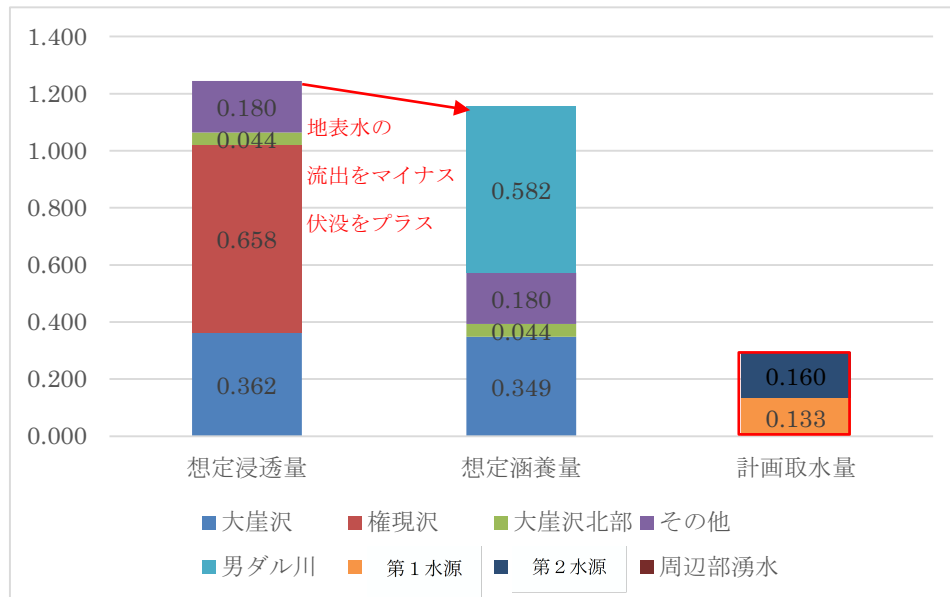


図 8 妻籠水道水源保全地区内の想定涵養量（平成 29 年 9 月期）

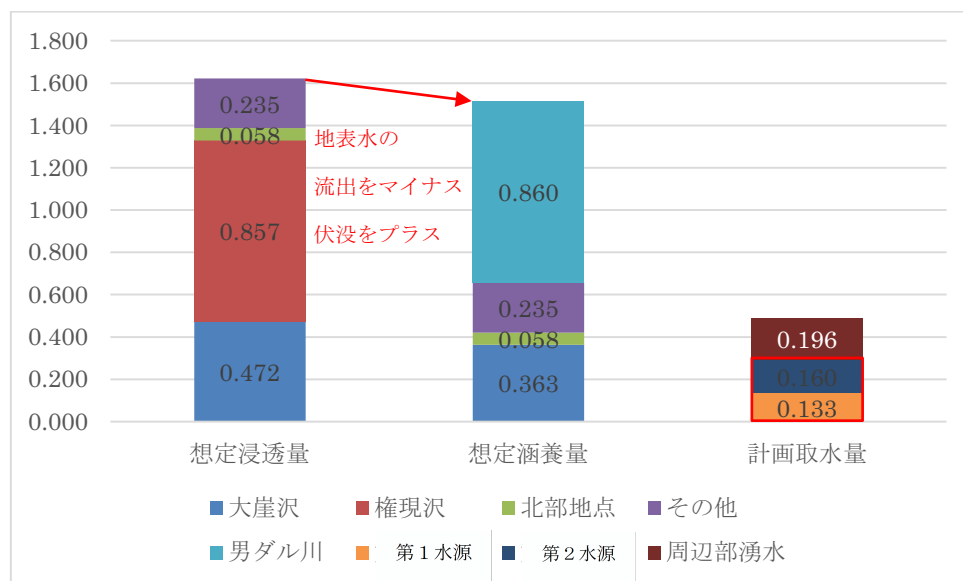


図9 調査地点位置図

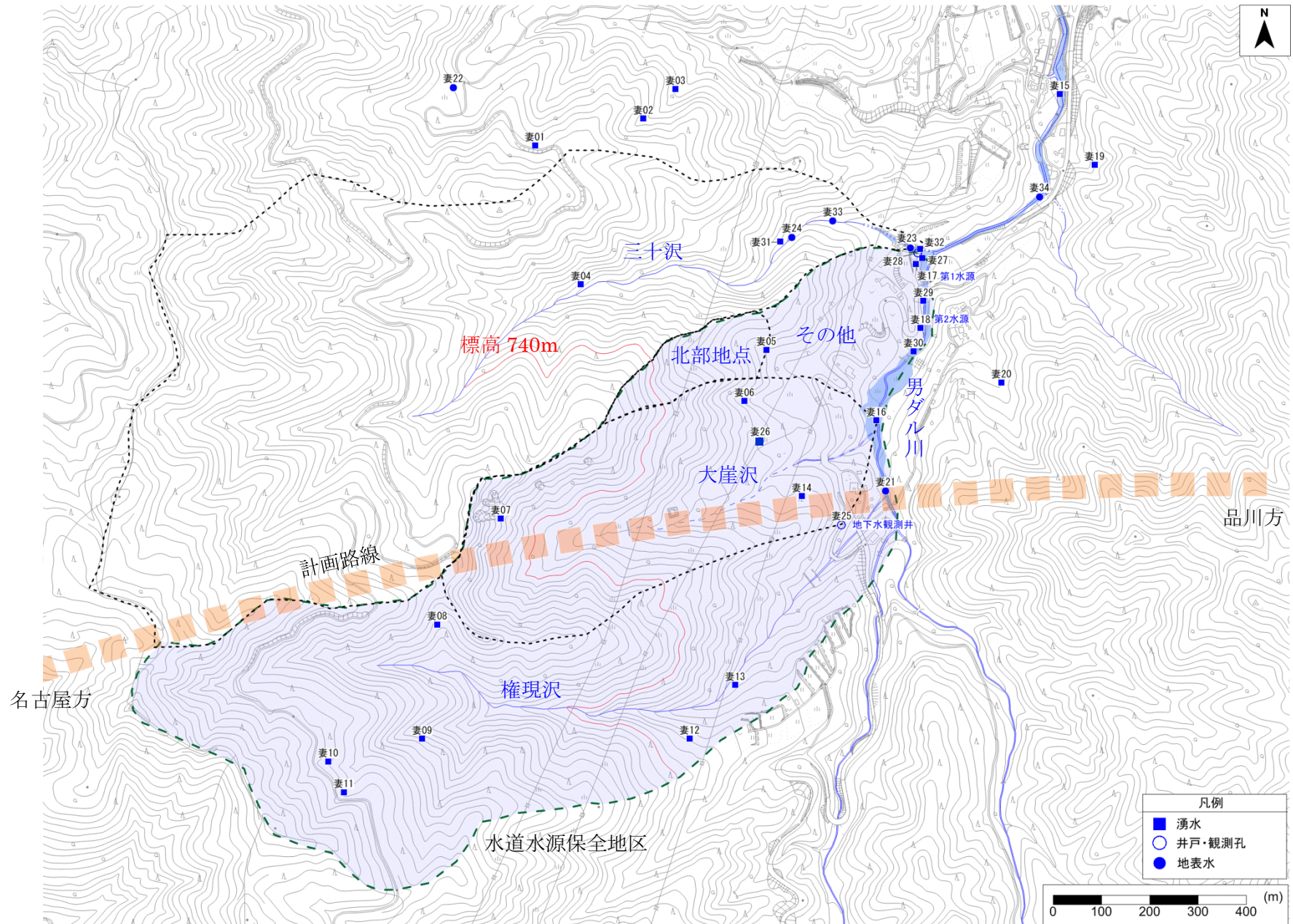


図 10 ヘキサダイヤグラム（平成 29 年 9 月期）

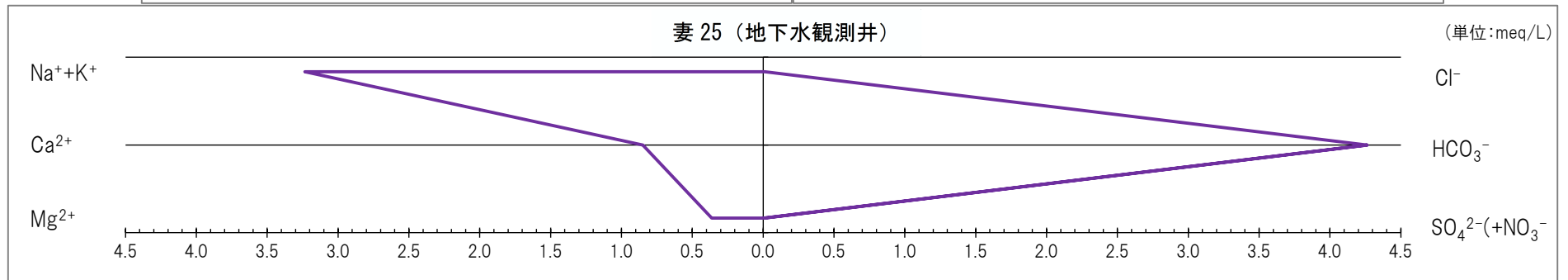
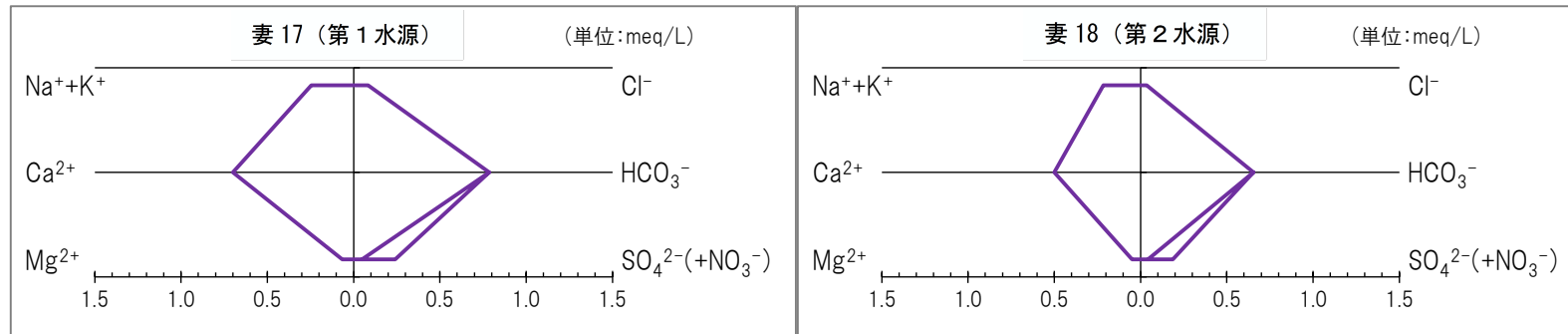


図 11 代表地点の涵養標高の推定

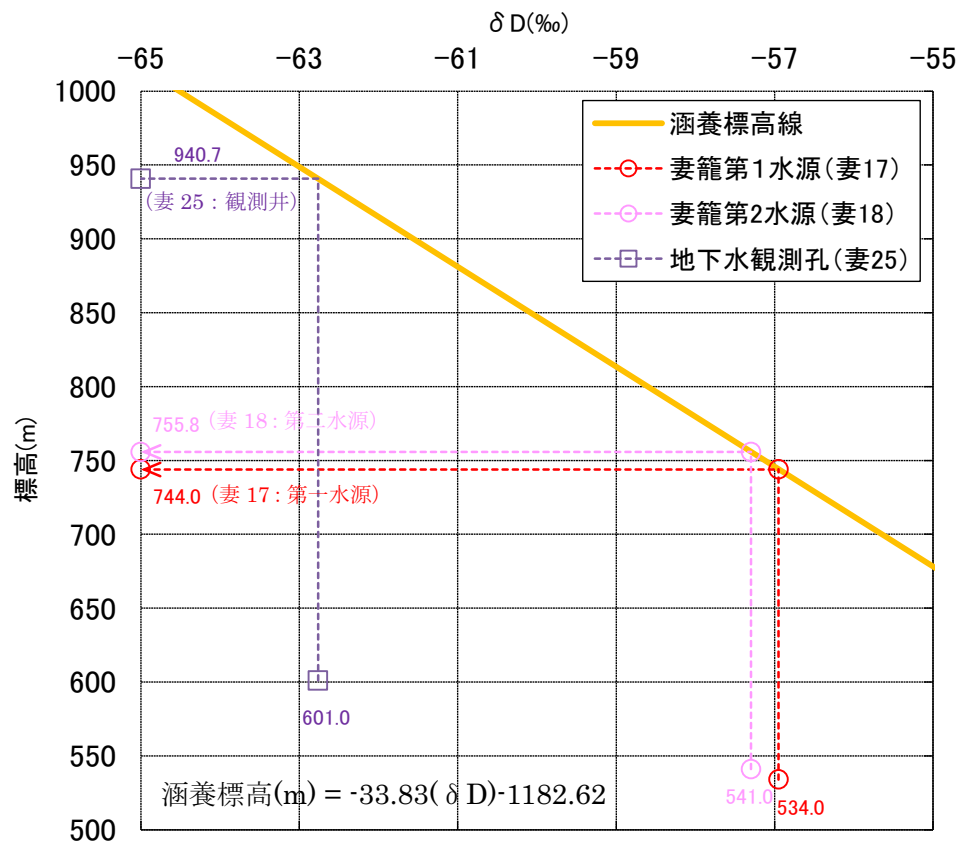


図 12 放射性同位体（ラドン）の調査結果

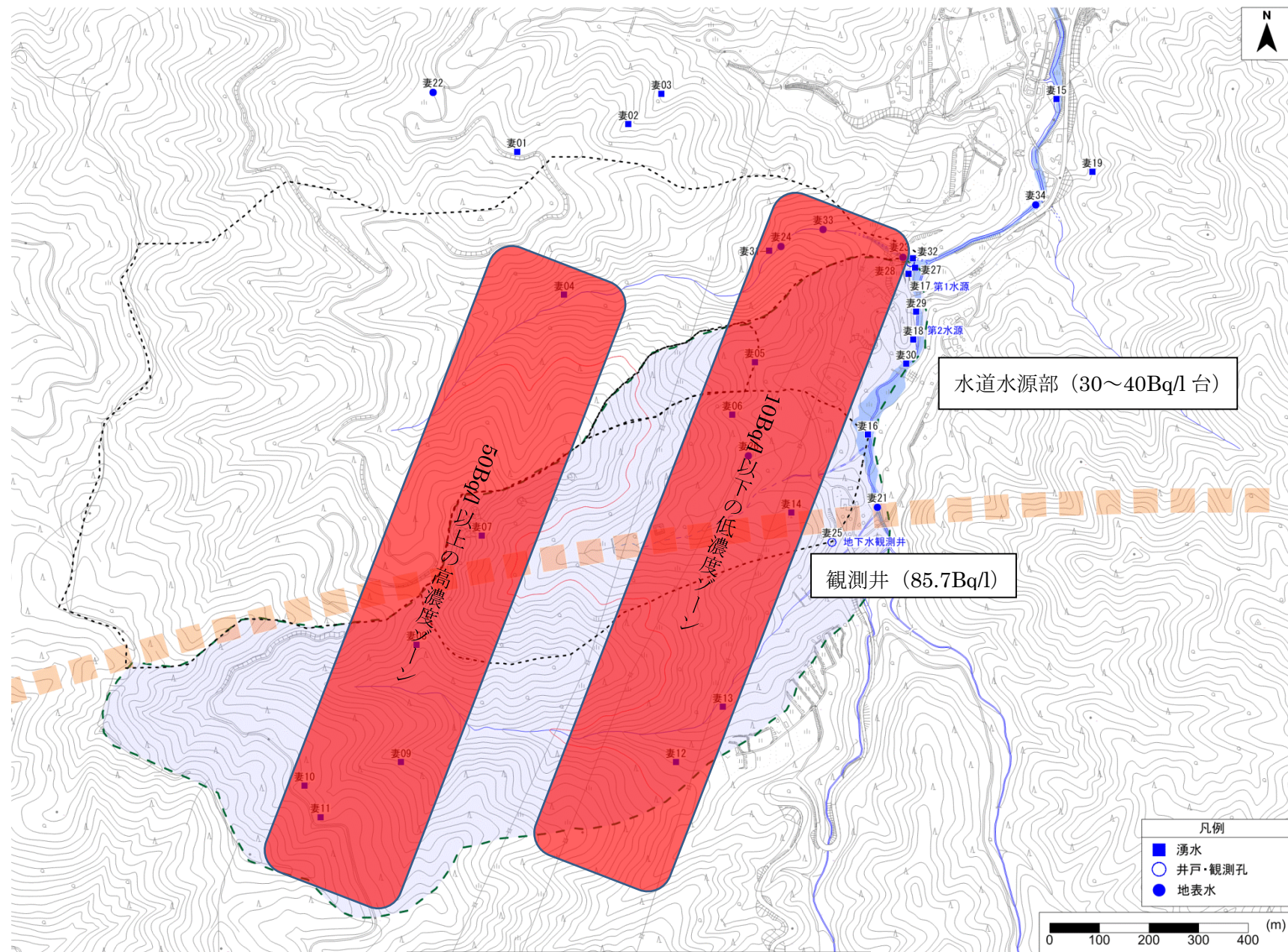


図 13 不活性ガス（六フッ化硫黄）の調査結果

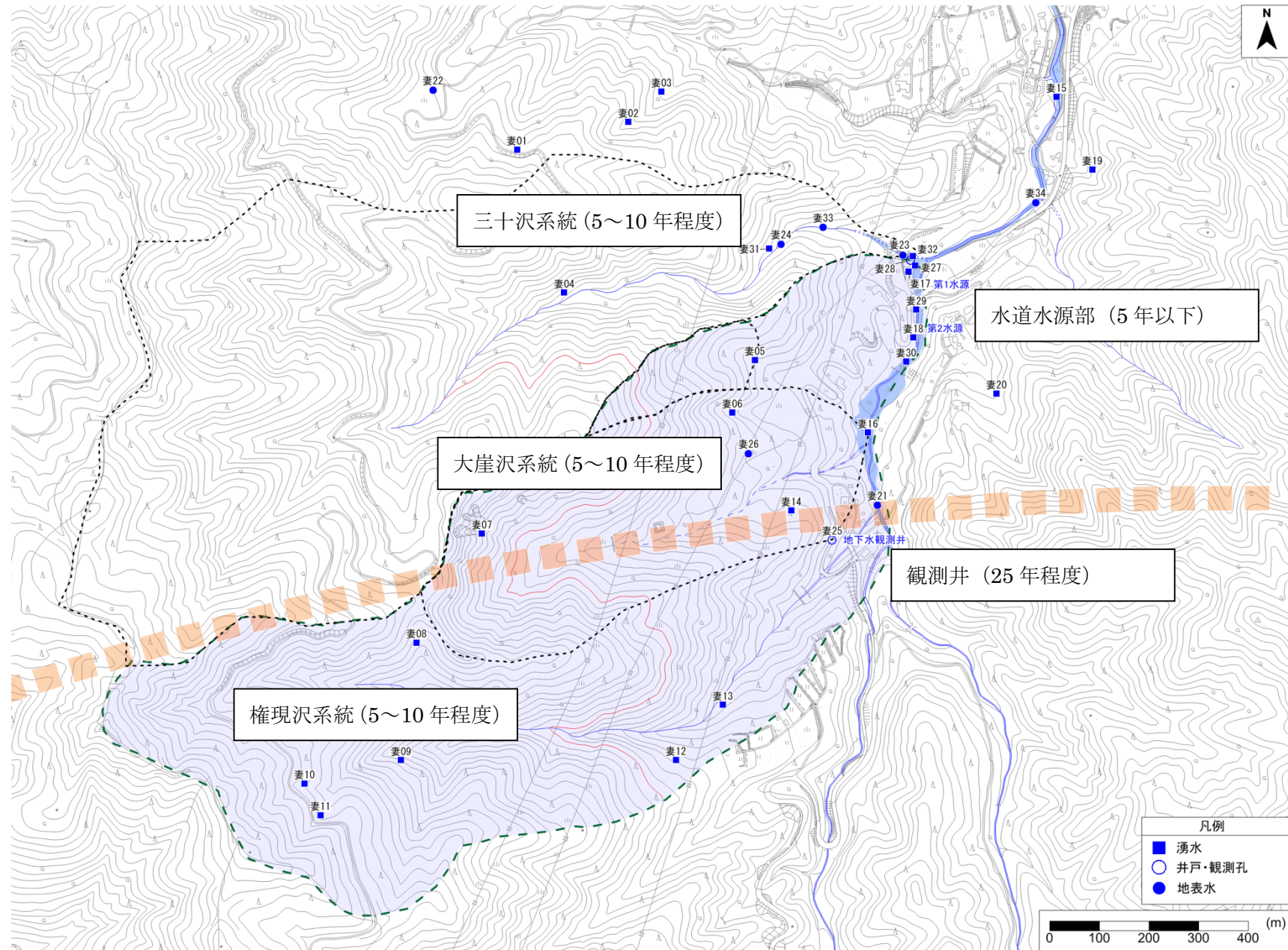


図 14 水道水源保全地区の施工フロー

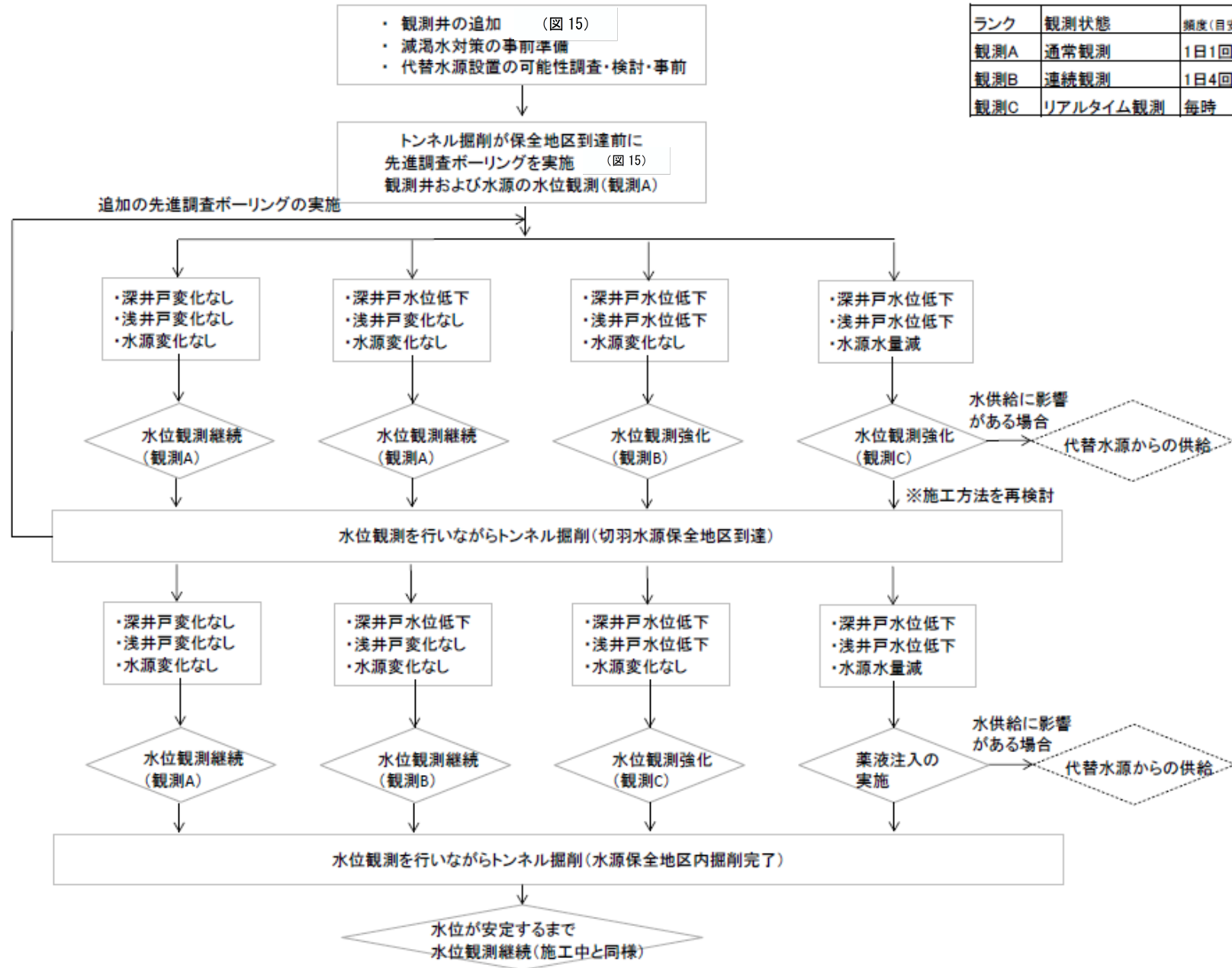
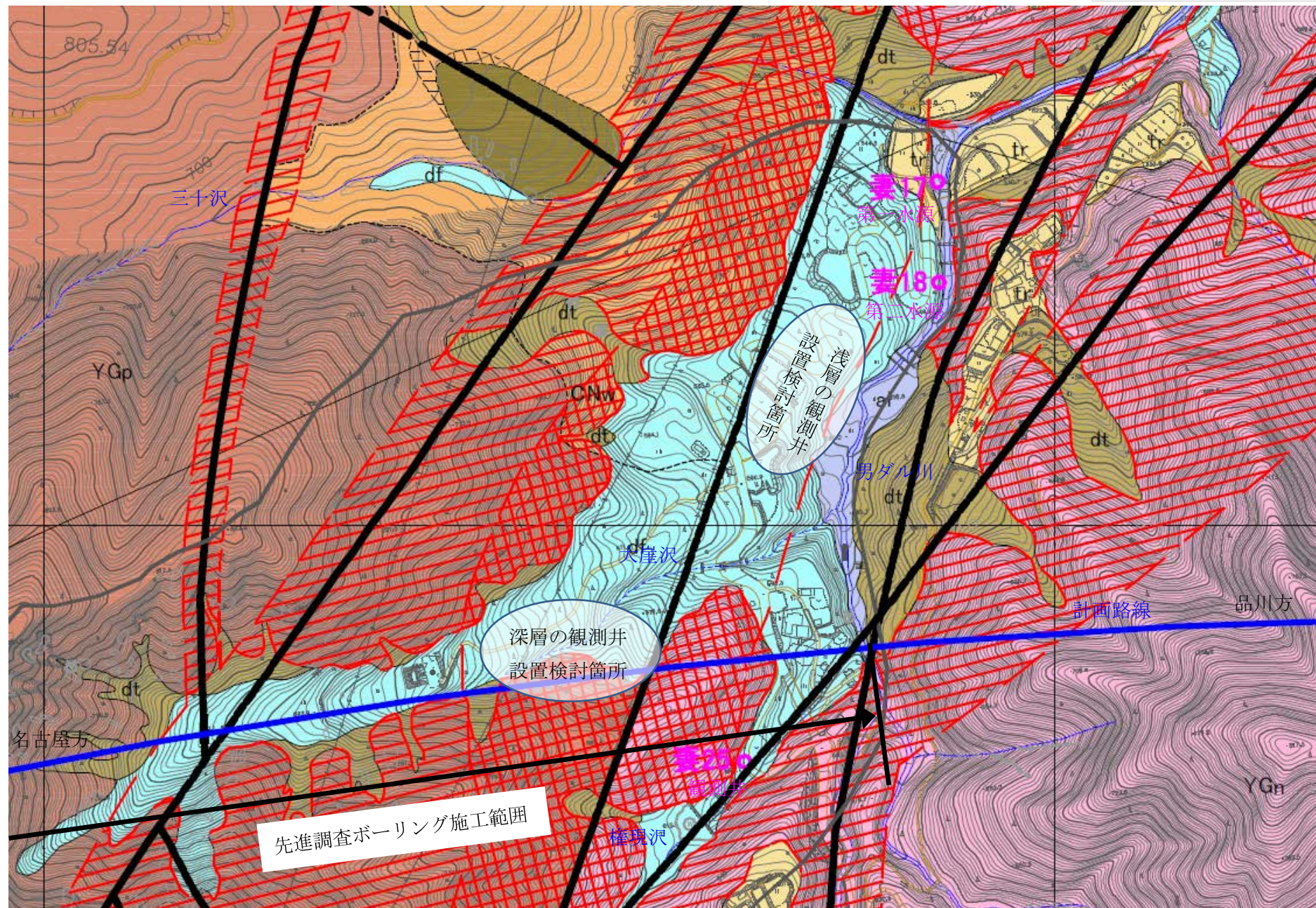


図 15 先進調査ボーリング及び観測井設置検討箇所



29 南も戦第 44 号
平成 29 年（2017 年）7 月 31 日

長野県知事 阿部 守一 様

南木曾町長 向井 裕明

妻籠水道水源保全地区における行為の事前協議に関する意見について

平成 29 年（2017 年）4 月 20 日付け 29 水大第 44 号にて照会のありましたことについて、別紙のとおり意見書を提出します。

南木曾町 もっと元気に戦略室 総合戦略係
室長：遠山 義信
主任：寺澤 伸 （担当）
電話：0264-57-2001
FAX ：0264-57-2270
E メール：genki-senryaku@town.nagiso.nagano.jp

妻籠水道水源保全地区における行為の事前協議に関する意見について

（１）行為地及び行為地周辺の状況

妻籠の水源は簡易水道だけでなく、地形上の制約から個人水道に利用している町民もいる状況である。

簡易水道の主たる水源は、２箇所である。いずれも湧水であり、法定の滅菌処理のみで飲料水として配水できる良質な水である。

また、保全地区周辺は古くからがけ崩れの常襲地帯であり、明治以降砂防治山事業等が多く実施されている。

（２）施行方法等の適否

施行方法等については、事前協議書ならびに関係法令に従って実施すること、長野県環境影響評価技術委員会及び長野県水環境保全条例の専門委員会の技術的見地からの指導に基いて実施することを徹底するよう JR 東海に対し指導されたい。

さらに、県が異なるとしても、隣接する岐阜県側からの工事については、保全地区の水道水源に対して直接影響を及ぼす可能性があるため、施工による影響についての説明をすることと、南木曾町から流出する水資源の対策を事前協議書に明記するべきである。また、岐阜県と南木曾町の両方向から掘削を行う今回の工事は、施行方法等様々な面で不可分一体的に検討し、調整をとっていくことが必要であるため、町への情報提供について今以上の頻度で実施するよう JR 東海に対し指導されたい。

（３）水道水源の水質及び水量等に及ぼす影響に関する意見

施工にあたっては事前の準備を含め万全の体制で臨むとともに、将来にわたって長野県水環境保全条例の主旨である水源の水質・水量に影響を及ぼさない方法をもって施工するよう指導されたい。

（４）同意に関する意見及び同意する場合の条件

将来にわたって水源の水質・水量に影響を及ぼさないための方法をもって施工すること。但し、影響が想定される、あるいは出た場合における取り決めや事前措置等について予め町と JR 東海とで文書により確約することが同意する場合の条件である。

また、専門委員会にて説明した南木曾町簡易水道事業に係る意見も添付するので、地元の不安を解消するための措置を指導されたい。

（５）その他参考になる事項

町民から出されている意見を参考意見として添付するので、審議会の答申にあたり配慮されたい。

《専門委員会内で説明された南木曾町簡易水道事業に係る意見》

水道事業者の見解として、「保全地区内の調査」、「岐阜県中津川市山口工区の工事」、「万が一の対策」、の３点について考えを述べます。

工事中の水源の水量・水質の状況を定期的に把握することが必要であり、保全地区内の調査方法などについて次の意見を申し上げます。適切な調査の実施を指導していただきたい。

- ・事後調査・モニタリング調査及び JR 東海の独自調査データの公表については、月ごとに期日を定めて町に公表すること。
- ・湧水の状況をより正確に確認するため、妻籠第 1 水源付近に浅い観測井を設け、現在の JR の深い層の観測井のデータと併せて、毎月、町に報告すること。また、第 1 水源、第 2 水源付近の湧水の状況と利用状況を再確認し、湧水をモニタリング調査すること。
- ・トンネル湧水の状況を町に毎月公表すること。大量の湧水が出た場合などは、即時に町に連絡すること。
- ・事後調査等への同行、トンネル湧水の状況などを確認するため、工事現場への立ち入りについて許可すること。

次に、岐阜県中津川市山口工区の工事について申し上げます。岐阜県中津川市山口は、平成の町村合併で岐阜県に越県合併する以前は、長野県山口村とされており、妻籠水道水源と同様に、長野県の水環境保全条例に基づく水道水源保全地区の指定を受けていました。山口の斜坑から掘削を進め、妻籠水道水源保全地区内でトンネル工事を行う計画となっておりますが、岐阜県側からの情報収集は難しいというのが現状です。JR の岐阜県リニア工事事務所が水道水源の保全に関し、長野県環境審議会での審議を通じて、しっかりした認識を持っていただけるのかという不安があります。このように、水道水源保全地区内の工事は、長野県側からの工事と岐阜県側からの工事の 2 工区になること、工事事務所が 2 か所になること、これを重大に受け止めていただき、JR に対して関係者間の情報の公表と適切な指導をしていただきたい。

最後に万が一の対応について申し上げます。水道水源が枯渇・減水しないような対策を講じ、保全することが最も重要であり、これが水環境保全条例の目的であることは承知しております。水道事業を運営する町として、住民生活を守るためには、万が一の場合を想定した対応を町と JR とで協議確認し、予めその対策を確保しておくことが必要です。また、妻籠水道水源は、三留野地区まで給水可能な水源であり、災害時の想定を含む対策についての確認も必要です。次の意見を申し上げるとともに、万が一の場合の

適切な対応を指導していただきたい。

- ・水道水源の減水・枯渇を想定して、工事着工前に万が一の場合の対応を確認し確認書を締結する。内容としては、①町へのデータの公表方法、②応急給水対策、③工事前の水源確保を含む恒久給水対策、④災害時の対応、⑤簡易水道事業の経営補償、⑥個人水道への対応、について確認すること。
- ・保全地区の水資源は、水道水源のみならず生活用水や農業用水に利用されている。同時に、妻籠宿の美しい景観を作り出している重要な水源でもあるため、こうした水利用の対策についても併せて確認すること。

【参考意見】

《町民意見》

- ・行為地及び行為地周辺は、妻籠地区における水利の根幹地区。保全区域内を水源とする水は、多くの町民が灌漑・飲用・消火等のために利用しており、生活全般を支える重要な資源となっている。とりわけ飲用水は三留野地区まで供給されている重要な水源である。
- ・水環境の変化により、日常生活のほか、景観保全を優先している妻籠地区においては、生態系や観光への影響が懸念される。
- ・良質な水が安定的に確保できる貴重な水源であり、他に変わり得る水源はなく、代用や水量・水質の変化を望んではない。
- ・環境影響評価書による対応はあくまで最低ラインとして捉えていただきたい。地域の実態や災害をはじめとした町民の懸念事項をしっかりと加味した上で、緊急事態においても適切な対応がとれるよう万全の備えをしていただきたい。
- ・トンネルに関する安全策の記述はあるが、水道水源及び周辺の表流水に対する記述及びその保全策が事前協議書に記載されていないので、水道水源保全条例の趣旨に鑑み、記載をするよう指導をお願いしたい。
- ・工事着手前に、事業全体的観点からアセスメントについて詳細にわたり、どのような対応をするのか、どのような対応ができるのか、町民に向けた説明会の開催をお願いしたい。
- ・工事車両の通行や工事に係る事項、工作物についても、引き続き町に事前協議をし、同意を得た上で作業を行っていただきたい。個別的な文書による確認が必要と町で判断した場合、工事着手前に確認書ないし協定書の締結をしていただきたい。
- ・水源があるとわかっていながら現在のルートに決めたというのであるから、今後生ずるあらゆる水資源に関する住民側に不利益をもたらす事象については、将来にわたって基本的に JR 東海が無条件に補償すること。JR 東海が行えない場合には、工事認可をした国が補償すること。

長野県水環境保全条例に基づく水道水源保全地区の指定について

水大気環境課

1 制度の概要

(1) 水道水源保全地区の指定

知事は、水道水源を保全するため特に必要な区域を「水道水源保全地区」として指定することができる。

(2) 水道水源保全地区の区域設定の考え方

区 分		区域設定の考え方
河川水・伏流水		取水地点からおおむね上流 1 k m（流入河川も含む）の区間の直接集水域を基本とする。
湖沼水・ダム水		次の区域を基本とする。 ・湖沼（ダム湖）の直接集水域 ・流入河川について、湖沼（ダム湖）への流入地点からおおむね上流 1 k mの区間の直接集水域
浅層地下水・ 深層地下水・ 湧水	浅層地下水	取水地点からの距離がおおむね 1 ～ 2 k mの範囲を基本とする。
	深層地下水	分水界、地形、地質構造等の涵養域の状況等を考慮した範囲を基本とする。
	湧 水	個々の水源の状況に応じて、浅層地下水又は深層地下水の範囲とする。

(3) 水道水源保全地区における規制の内容

ア 水道水源保全地区内において、次の行為をしようとする場合には、知事に協議し、その同意を得る必要がある。

- ・ゴルフ場の建設
- ・廃棄物最終処分場の設置
- ・土石類の採取その他の土地の形質の変更で、変更に係る土地の面積が 1 ha を越えるもの

イ 知事は、アの協議があった場合は、市町村長及び長野県環境審議会の意見を聴かなければならない。

ウ 知事は、アの同意に当たり、水道水源の保全のために必要な限度において条件を付すことができる。

エ 知事は、その同意を得ずにアの行為を行った者又はウの条件に違反した者に、行為の中止、原状回復などを命じることができる。

オ 知事は、アの同意を受けた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めるとともに、職員に立入検査又は水道水源に及ぼす影響の調査をさせることができる。

カ アの協議を行わない者又はエの命令に従わない者には、罰則がある。

【参考】

長野県水環境保全条例（抜粋）

（水道水源保全地区内における行為の事前協議）

第12条 水道水源保全地区内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事に協議し、その同意を得なければならない。

- （1） ゴルフ場の建設
 - （2） 廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）の最終処分場の設置
 - （3） 土石類の採取その他の土地の形質の変更で、変更に係る土地の面積が規則で定める規模を超えるもの
- 2 知事は、前項の協議があったときは、関係市町村長及び長野県環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 第1項の同意には、水道水源の保全のために必要な限度において条件を付することができる。
- 4 次の各号に掲げる行為については、第1項の規定は適用しない。
- （1） 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
 - （2） 国又は地方公共団体が行う行為
 - （3） 河川法その他の法令の規定に基づいて行う行為のうち、水道水源の保全のための措置が講じられるものとして規則で定めるもの

長野県水環境保全条例施行規則（抜粋）

（水道水源保全地区内における行為の事前協議書）

第4条 条例第12条第1項の規定による協議は、水道水源保全地区内行為事前協議書（様式第3号）を提出して行うものとする。

- 2 前項の協議書には、次の各号に掲げる図面等を添えなければならない。
- （1） 事業計画書
 - （2） 行為地及び水道の取水地点の位置を明らかにした地形図
 - （3） 行為地及びその付近の状況を明らかにした現況図及び天然写真
 - （4） 行為の施行方法を明らかにした図面
 - （5） 行為地の公図の写し
 - （6） 行為地の使用について権原を有する者への事業計画の説明、交渉等の経過書
 - （7） 行為による水道水源への影響についての調査書
 - （8） その他知事が必要と認める図面等

（水道水源保全地区内における行為の規模）

第5条 条例第12条第1項第3号の規則で定める規模は、面積1ヘクタールとする。